

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 28 日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2016

課題番号：25370286

研究課題名(和文)『初期英国演劇記録』分析による英国劇団史研究

研究課題名(英文) A Study of the History of English Playing Companies through Analysis of Records of Early English Drama

研究代表者

太田 一昭(Ota, Kazuaki)

九州大学・言語文化研究院・学術研究者

研究者番号：10123803

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円

研究成果の概要(和文)：Oxford, Cambridge, Devonその他の地域について、16-17世紀の対巡業劇団支払い記録等を調査・整理し統計資料を作成した。この資料の分析に基づいて地方巡業に関する論考をまとめ、2件の口頭研究発表と1件の講演を行い、1編の原著論文と1編の総説を刊行し、1編の学会報告を執筆した。本研究の遂行を通して、初期近代英国における地方巡業の様態と劇団に対する自治体の処遇は劇団・地域・年代によって大きく異なること、巡業劇団は多数の旅芸人のカテゴリーの一つにすぎなかったこと、女王一座は地方において、そして宮内大臣一座/国王一座はロンドンにおいて特権的な劇団であったことを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：I compiled statistical data about travelling players' activities in Oxford, Cambridge, Devon, and other provincial areas in 16th and 17th century England. Through analysis of these data, I wrote several research papers, elucidating how provincial towns and cities responded to travelling players and other entertainers and how the Queen's Men was a prosperous and privileged troupe in the provinces. One of these papers also pointed out that the Chamberlain's Men, unlike other playing companies protected by noblemen, rarely toured the provinces in Queen Elizabeth's time, suggesting that their theater business in London were prosperous enough that they did not need to go on the road.

研究分野：シェイクスピア、初期近代英国演劇

キーワード：地方巡業 女王一座 宮内大臣一座 国王一座 初期英国演劇記録 対劇団支払記録 特権劇団 地方とロンドン

1. 研究開始当初の背景

英国演劇史においては従来、英国の地方巡業は軽視される傾向があった。演劇研究といえばロンドンの演劇研究であって、地方巡業は疫病流行時の緊急避難的な活動とみなされるか、あるいは疫病発生の際の危険回避のための夏場のお決まりの興行か、あるいはロンドンで落ち目になった劇団の末路とみなされることが多かった。このステレオタイプの見方は全くの間違いとは言えないが、近代初期イングランド演劇の実相を伝えない。エリザベス朝は実は旅役者の時代といってもよいほどで、非常に多くの劇団が地方を巡業していた。この近代初期英国演劇の重要な側面に、演劇史家の目を向けさせる契機となったのが REED プロジェクトによる地方演劇関係記録の刊行である。その初刊は、1979 年出版のヨークの記録集である。この出版以前にも勿論、地方演劇が論じられることはあった。たとえば J. M. Murray の *English Dramatic Companies 1558-1642* (1910) は近代初期英国の旅回り劇団に関する貴重な情報を収載した古典的な文献の一つであり、E. K. Chambers の名著 *The Elizabethan Stage* (1923) はエリザベス朝の劇団の地方巡業について詳細に記している。またマローン協会も、地方興行関係記録集 (*Collections*, vol. 2 [1931], pt. 3; vol. 7 [1965]; vol. 8 [1969]; vol. 11 [1980-81]) を刊行している。しかしこのような文献がすでに存在していたにもかかわらず、地方巡業が体系的に研究されることはほとんどなかった。これに風穴を開けたのが REED 資料集の刊行であった。

REED プロジェクトの成果はすでに 1980 年代から英国ルネサンス演劇史研究に断片的に取り入れられていたが、90 年代に入ってその影響が顕著に現れてきた。90 年代以降に刊行された多くの論考がこのプロジェクトにより収集・出版された一次資料を利用している。たとえば Andrew Gurr の *The Shakespearian Playing Companies* (1996) や Scott McMillin と Sally-Beth MacLean の共著 *The Queen's Men and their Plays* (1998)。Gurr は、*The Shakespearian Playing Companies* 第 3 章で REED の資料を利用して旅回りを論じているが、この章にかぎらず本書のいたるところで REED の成果を活用し、レスター伯一座や女王一座といった劇団の活動を記述している。*The Queen's Men and their Plays* は、エリザベス朝随一の旅回り劇団であった女王一座の巡業の政治的・社会的意義を探った好著であるが、その論証は REED の資料を縦横に駆使している。

このような近代初期演劇史研究の潮流の中で、筆者も遅ればせながら、演劇史研究における REED の重要性を認識するに至った。筆者はそれまで、16-17 世紀の英国演劇の検閲制度を研究課題としていたが、これに加えて新たに REED の資料分析による研究を展

開することになり、2000~2005 年には科学研究費の助成を受けて近代初期英国の地方巡業の研究を行った。この研究は当然のことながら、REED の資料を活用したものであった。この研究の直接の成果は論文 2 篇と資料集 2 篇であるが、2000 年以降に執筆した原著論文 13 篇 (上記 2 篇の論文を含む) のほとんど全てに、その研究成果が取り込まれている。また 2011 年には『英国ルネサンス演劇統制史 検閲と庇護』を刊行したが、本書の随所に REED 資料分析による知見が含まれている。本研究は、上述の筆者の研究課題を継承・発展させるものである。

2. 研究の目的

REED の出版プロジェクトは現在も進行中であるが、集積された資料は膨大で茫漠としており、これに目を通せばすぐに地方における演劇活動の全体像が見えてくるというものではない。本研究は、その浩瀚な資料情報を整理分析し、REED が映し出す初期近代英国演劇の状況を明晰に記述することを目的とする。

3. 研究の方法

(1) REED に収められた資料を効率よく使用するには資料の徹底的な整理が必要であり、整理にはデータの統計的分析と図表の使用が有効である。本研究は、地方の町や市が巡業劇団に支払った上演料その他のデータをエクセル・ファイルに年代ごとに (月日が判明している場合は、月日ごとに) 入力し、統計分析のための基本的なデータベース作成した。劇団と他の芸人との比較検証のために、適宜旅芸人のデータも入力した。

(2) REED 資料集には、従来の演劇史の通説に反するような記録が散見する。たとえばケンブリッジの記録には、大衆演劇を敵視していたとされるパーリー卿がケンブリッジ大学副総長宛に、旅役者の上演の許可を求める書簡が含まれている。また巡業劇団は小規模であったという見方がかつては一般的であったが、かなりの大人数の劇団の巡業記録がデヴォン州の記録に見える。本研究は、通説の見直しを迫るような資料、さらにはシェイクスピアその他の初期近代演劇理解に資する資料の発掘をめざした。

4. 研究成果

(1) 下記の地域について、市・町あるいは大学の対職業劇団支払い記録、上演許可あるいは禁止記録、退去命令記録等を調査した。その調査結果は、次のようである。

ケンブリッジ：ケンブリッジ大学とケンブリッジ町とでは、劇団に対する姿勢が異なる。大学は、劇団の上演を禁止あるいは劇団に退去命令を発することが多かった。これに対してケンブリッジ町は、劇団に対して比較的寛大であった。1580 年代から 90 年代にかけて対劇団支払い記録だけでなく、ギルドホール

等での上演記録も散見することから、上演が行われたのであろうと思われる。1600年から1642年までは職業劇団の上演記録はほとんど見えないが、大学による禁令が発せられていることから逆に、劇団がケンブリッジを訪れることは続いていたのだらうと推測される。

オクスフォード：オクスフォード大学の旅役者に対する姿勢は、ケンブリッジ大学と同様に禁圧的である。オクスフォード大学は1584年、大衆演劇の禁令を発する。以後、上演禁止令とセットになった退去料支払いが常態化していったようである。演劇に敵対的な大学に対して、オクスフォード市は劇団の演劇活動に比較的寛大であった。市の対劇団支払い記録は16世紀の記録に多数見出せるが、1610年代末以降の市の記録には対劇団支払い記録は見えない。しかし後年まで役者たちが市を訪れていたことは、トマス・クロスフィールドの日記等の史料により確実である。

ヨーク：ヨーク市の支払い記録の多くは、役者と他の芸人とを区別していない。役者を吟遊楽人や熊芸人その他の「貴人の従僕」と一括りにして、年間の支払い額を記している。芸人に対する支払い額には年代による有意差は見られず、芸人たちのステータスに変化があったかどうかは支払い記録から判断することはできないが、時代が下がるにつれて市は大衆演劇の上演を禁止することが多くなっているように見える。

(2)原著論文1編「*REED(Records of Early English Drama)*」を読む(1) "Carting"と*Measure for Measure*」を刊行した。論考の概要は下記のようなものである。

『尺には尺を』においては、姦淫の罪を犯した者が危うく死刑に処せられそうになる。シェイクスピア時代には売春宿があり、姦淫を行う者は珍しくなかった。しかし現実に処罰されたのは彼らの一部である。性的な逸脱行為は当時、容認あるいは黙認されていたとも言える。そのような現実に鑑みれば、『尺には尺を』の世界はかなり極端な世界である。しかし*REED*資料集の記録に見えるように、決して架空の出来事ではなかった。その記録はまた、性的逸脱行為がすべて処罰されるわけではなく、許容範囲を超えて逸脱すれば公開処罰(Carting)の対象となったことを示している。そのように処罰されるかされないかの岐路となったのが、たとえば婚姻外性行為という逸脱行為が可視化される妊娠であった。シェイクスピアは、『尺には尺を』において、婚外交渉の結果としてあやうく売笑婦の烙印を押されそうになる女性たちを舞台に登場させたが、そのような芝居の成立に与って力があったのが、ドーヴァーの資料に端的に現れているような、婚姻外性行為を少なくとも建前において強く忌避する当時の社会的文化であった。

(3)ケンブリッジ、オクスフォード、ヨー

クに加え、ケント、コヴェントリー、デヴォン、チェシアについて、16世紀中期から17世紀中葉の劇場閉鎖時までの巡業劇団に対する、市・町あるいは大学あるいは教会による支払い記録を通時的に整理し、エクセルを用いて作表した。この資料(未刊行)を基礎資料として、地方巡業劇団の活動とそれに対する地方自治体、大学、教会の対応を調査・分析し、次の結論を得た。

地方巡業の様態、劇団に対する自治体の処遇は、劇団によって、地域によって、さらに時代によって大きく異なっていた。

当時の巡業劇団は多数の旅芸人(役者、楽師、曲芸師、熊使い等)のカテゴリーの一つにすぎなかったが、しかし同時に女王一座のように特権的な劇団も存在していた。

上記の分析結果を、(1)～の調査結果とを併せて、エリザベス朝研究会で口頭発表した。

(4)シェイクスピア祭における招待講演「シェイクスピア時代の『検閲』とはなにか」において、*REED*の資料を参照し、祝典局長の演劇興行の許認可権が劇団の地方巡業にまで及んでいたことを指摘した。

祝典局長は、ロンドンの役者たちだけではなく、旅回りの役者たちにも巡業ライセンスを発行し、ライセンス料を受け取っていた。加えて、楽師や曲芸師などありとあらゆる芸人や見世物師に認可証を発行していた。祝典局長の許認可権を、演劇からすべての大衆芸能、娯楽、見世物にまで拡大したのは、シェイクスピア時代の最後の祝典局長ハーバートだと言われることがあるが、役者以外の芸人や見世物師に対する許認可権の行使はすでにシェイクスピア存命中のティルニーの時代に始まっていた。祝典局長は思想統制に関与していたと指摘されることがあるが、曲芸師や楽師や見世物師は通常、政治的、宗教的メッセージを伝えない。とすれば、この点では祝典局長は思想統制に関与していなかったと言える。

(5)口頭研究発表「『初期英国演劇資料集』を読む 特権劇団としての宮内大臣一座・国王一座」を行った。その概要は次ようである。

宮内大臣一座は、旅回りが非常に少ない劇団であった。*REED*の記録によれば、地方巡業をしたのは1596～97年だけである。1596-97年の巡業は、96年7月に疫病流行のためロンドン市内外で上演が禁止されたことによるのかもしれない。あるいは初代ハンズドン卿(ヘンリー・ケアリー)が1596年7月に没したことと関係があるかもしれない。一座のパトロンである宮内大臣が亡くなったのであるから、おひざ元のロンドンでの公演を控えて、近場(ドーヴァー、プリストル、バース)を巡業したことは十分に考えられる。あるいは翌97年7月の上演禁止令および全劇場取壊し令が影響しているのかもしれない。

宮内大臣一座は、マローン協会 (E. K. Chambers) 編のイプスウィッチの資料によれば、1594-95年にイプスウィッチを訪問している。一座はこの時に、40シリングの報酬を得ている。40シリングという報酬額は他の劇団のほぼ2倍の金額であり、女王一座に支払われる報酬額に匹敵する。REEDとイプスウィッチの記録によれば、宮内大臣一座は劇団立ち上げ時と1596-97年を例外として、地方巡業をしていない。当時の劇団としては異例であった。

宮内大臣一座は旅回りをすることが少なかったのは、旅回りをする必要が少なかったからである。ではなぜ必要が少なかったか。第1の理由はおそらく、宮内大臣一座は、海軍大臣一座と同じく、宮廷・枢密院つまりエリザベス朝政権の手厚い保護を受けていたからであろう。

宮内大臣一座の地方巡業の必要が小さかったもう一つの理由は、一座がシェイクスピアという座付き作者を抱えていたからかもしれない。その座付き作者の初中期の芝居は、人気が高かった。加えて、一座は宮内大臣という有力者の庇護を受けていて、ロンドンでの上演の便宜をはかってもらえる。となれば、ロンドンだけで十分やっていけるわけで、「忍耐力をもって耐える」(エドワード・アレン) 旅回りに出る必要はなかったと考えられるのである。

国王ジェームズに代替りすると宮廷上演が急増したことは、よく知られている。興味深いのは、主要劇団の宮廷上演が一様に増えたのではないということである。ヘンリー王子一座(旧海軍大臣一座)その他の劇団も微増しているが、宮廷上演の急増に寄与しているのは国王一座の上演の増加である。宮廷上演が増えると、宮廷から国王一座に支払われる報酬額も増える。国王一座は、宮廷からの下賜金額において他の劇団を圧倒している。国王一座の1603年から1613年までの受領金額(1400ポンド強)は、王子一座の3倍超である。1590年代後半ロンドンの演劇界は宮内大臣一座と海軍大臣一座のいわば2強体制であったが、ジェームズ一世治下において国王一座は、覇権を達成したかのようである。国王一座は、破格の待遇を受ける特権的な劇団であった。

本発表において、主要劇団の地方巡業記録に関する統計資料および宮廷上演関係統計資料を作成し、これを分析の基礎資料とした。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 3 件)

太田 一昭, 『初期英国演劇資料集』(Records of Early English Drama) を読む 特権劇団としての宮内大臣一座・国王一座, 日本英文学会 2015 年度支部大会 Proceedings, 査読無, pp. 300-301, 2016 年 9 月.

太田 一昭, シェイクスピア時代の「検閲」

とはなにか, 『言語文化論究』(九州大学言語文化研究院), 査読有, 第 35 号, pp. 79-91, 2015 年 11 月.

<http://catalog.lib.kyushu-u.ac.jp/handle/2324/1546594/p079.pdf>

太田 一昭, REED (Records of Early English Drama) を読む “Carting” と『尺には尺を』, 『英語英文学論叢』(九州大学英語英文学研究会), 査読無, 第 65 集, pp. 1-15, 2015 年 3 月.

<http://catalog.lib.kyushu-u.ac.jp/handle/2324/1786405/p001.pdf>

〔学会発表〕(計 3 件)

太田 一昭, 『初期英国演劇資料集』(Records of Early English Drama) を読む 特権劇団としての宮内大臣一座・国王一座 (日本英文学会九州支部第 68 回大会, 2015 年 10 月 25 日, 佐賀大学).

太田 一昭, REED (Records of Early English Drama) を読む Oxford, Cambridge, Devon, Kent, York を中心に (第 21 回エリザベス朝研究会, 2015 年 9 月 5 日, 慶応大学).

太田 一昭, シェイクスピア時代の検閲とはなにか (2015 年度シェイクスピア祭招待講演, 日本シェイクスピア協会・日本英文学会共催, 2015 年 4 月 25 日, 明治大学).

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

○出願状況 (計 0 件)

○取得状況 (計 0 件)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

太田 一昭 (OTA, Kazuaki)

九州大学・言語文化研究院・学術研究者

研究者番号: 10123803